

平成 27 年 3 月 26 日
四国地方整備局
松山河川国道事務所

国管理国道を愛媛県に移管 ～ 4 月 1 日より道路の路線名が変わります～

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」に基づき、国道33号三坂道路に並行する現道区間(愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神～愛媛県伊予郡砥部町大平 延長約9.2km)について、国土交通省から愛媛県へ移管しますので、お知らせします。

また、移管に伴い道路の路線名が変更となりますので、ご確認下さい。

◆移管区間

路線名	区間(延長)	道路管理者		路線名	道路管理者
国道33号	愛媛県上浮穴郡久万高原町東明神～愛媛県伊予郡砥部町大平(延長約9.2km)	国土交通省	➡	国道440号	愛媛県

◆平成27年4月1日以降、当移管区間のお問い合わせは下記にお願い致します。

《松山市・砥部町》中予地方局 建設部 管理課(管理第二係)

電話089-909-8770

《久万高原町》久万高原土木事務所 建設課(旧:道路課)

電話0892-21-1210

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局

松山河川国道事務所

TEL 089-972-0034 (代表)

◎副所長(道路) くるき 黒木 けんじろう 賢二郎

道路管理第一課長 おおたに 大谷 あきひと 昭人

(◎: 主な問い合わせ先)



国道33号から国道440号へ



至今治市

至大洲市

至高松市

三坂道路
延長約7.6km

移管延長約9.2km

H27.3.31まで
国道33号

H27.4.1から
国道440号

至高知市

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図を複製したものを、一部転載したものである。